

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 22 日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長 岸本 学

個人間融資に関する注意喚起への御協力をお願い

近時、SNS やインターネット掲示板において、個人間での金銭の貸し借り（個人間融資）をうたった書込みがなされている実態があるところ、個人間融資は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合があります。

また、個人間融資を利用することにより、様々な犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があり、実際に小学生が被害者となった事案についても報道がされているところです。

こうした問題について注意を促すため、当庁において別添のリーフレットを作成しましたので、学校及び大学等の教育機関における配布等を実施していただきたく、御協力をお願い申し上げます。